～申請手順～
申請時にご活用ください

START

→ はい　⇢ いいえ

世田谷区民ですか？

⇢ いいえ

はい ↓

工事費用の支払者ですか？

⇢

↓

申請する建物は区内の住宅ですか？

⇢

↓

新築住宅
※新築工事完了時点で対象機器の設置がされていること。

既存住宅
※建物竣工以後の改修工事や機器の交換・設置に限る。

↓

対象メニュー
【太陽光発電システム（太陽光パネル）】
【太陽熱ソーラーシステム・温水器】

対象メニュー
【断熱材の設置（外気等に接する部分）】
【太陽光発電システム（太陽光パネル）】
【太陽熱ソーラーシステム・温水器】
【窓の断熱改修（二重窓、複層ガラス）】
【高断熱ドアの設置】
【高断熱浴槽】
【屋根の高反射改修(屋根塗装、葺き替え)】
【住宅の外壁改修（外壁塗装）】
※単独申請不可

※【太陽熱ソーラーシステム・温水器】は本店支店の場所は問いません。

↓

施工業者は世田谷区内に本店支店がありますか？

↓

設置工事、機器の購入は**令和７年４月１日以降**に終わっている。

↓

令和７年度エコ住宅補助金の助成を受けていないこと。
※助成の回数は、同一年度内において申請者１人につき１回のみとなります。

↓

申請する工事と同一の工事について区の他の補助金を受けたこと（又は今後受ける予定）はない。

↓

申請者は特別区民税・都民税の滞納はない。

↓

申請者です
必要書類をご提出ください。（P.４～１１参照）

申請対象外です。
（申請できません）